

## ○鹿島市水道事業審議会条例

令和4年12月21日  
条例第23号

(設置)

第1条 鹿島市水道事業(鹿島市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第9号)第1条に規定する水道事業をいう。以下同じ。)の健全経営と適正かつ効率的な運営を遂行するため、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づき、鹿島市水道事業審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議をする。

- (1) 水道事業経営に関すること。
- (2) 水道事業の将来計画に関すること。
- (3) 水道事業の水道施設整備事業評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、水道事業の健全な運営に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 民間団体の代表者
- (3) その他管理者が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(答申)

第7条 会長は、諮問事項を議決した時は、速やかに管理者に答申しなければならない。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要に応じ、関係者の出席を求め意見を述べさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、水道課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部改正)

2 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例(昭和42年条例第17号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略